

2022年2月22日

弁護士意見陳述

原告ら訴訟代理人 弁護士 田崎 俊彦

被告の答弁書において、平成12年12月29日付確認書（甲37号証）についての被告の主張に対する反論を述べます。

被告は、甲37号証の確認書について、もともと4車線で計画されていた中央幹線について、2車線整備とする地元案を尊重する趣旨であったと主張しています。

しかし、被告の主張は、以下の3点において誤っています。

まず、確認書の文言に明らかに反します。確認書（甲37）では、『⑤神戸市と当自治会住民との協働によって整備された道路が完成した後、将来、状況の変化により、道路等の形状を変更する必要があるときは、事前に当自治会と話し合いを行い、理解と協力を得ることとする』の意味するところについては、『本案が実施され整備が完成した後は、当自治会と事前協議を行い同意を得ることなしに『道路の形状を変更しないこと』と解釈する』と記載され、2車線合意を尊重するなどという限定はありません。

次に、被告の主張は、その後の誓約書（甲40）の作成にも反します。

甲40の誓約書は、天神町5丁目の道路形状変更を神戸市が無断で行ったことについて、天神町3・4・5丁目自治会が確認書に反すると抗議したことを受けて、神戸市が謝罪し作成したものである。被告が主張する暫定2車線ではないのに神戸市が合意書違反を認めて謝罪したことは、今回の被告の主張と矛盾します。

3点目、そもそも、天神町3・4・5丁目の2車線幹線道路は暫定ではありま

せん。これまで、神戸市と地元住民は2車線の中央幹線を恒久的なものであることを前提として協議を続けていましたし、神戸市自身、完工記念モニュメントを設置しています。

被告の主張は、事実と反するだけでなく、これまでの地元住民と神戸市との協議による合意形成の努力を否定する暴論です。

次に、被告は、確認書違反が都市計画変更決定の効力を縛るものではない、都市計画法13条1項の「当該都市の特質」にもあたらないと主張しています。

しかし、天神町3・4・5丁目と神戸市との確認書は、神戸市自らが、都市計画変更決定について裁量があることを前提とした上で、事前の情報開示、協議、同意という義務を自ら課したものであり、神戸市自身を拘束します。その約束を違えることは、本件都市計画変更決定や財務会計行為の違法性に影響を及ぼしますし、確認書の存在が都市計画法13条1項の「当該都市の特質」にも当たることは明らかです。

以上